

枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成28年8月2日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議員には、議員報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第17号）に規定する管理者の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。